

## 災害時における応急活動の協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都自動車整備振興会調布多摩川支部（以下「乙」という。）は、狛江市内に地震等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 62 条第 1 項に規定する搬送車両（運転者を含む。）の供給及び物資の搬送の応急活動並びに応急措置として障害物の除去、緊急自動車等の整備、オープنسペースの提供（以下「応急活動等」という。）を実施する際の協力に關し、次のとおり協定を締結する。

## （基本原則）

第 1 条 甲は、大規模災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し応急活動等に関する協力を依頼するものとし、乙は、当該依頼を受けたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

## （協力依頼の手続）

第 2 条 甲は、狛江市の区域内に大規模災害が発生した場合において、十分な応急措置を実施するために必要があると認めるときは、乙に対して、応急活動等に関する協力を依頼することができる。

2 甲は、前項に規定する依頼をしようとするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした災害時応急活動等協力依頼書（様式第 1 号）を提出するものとする。ただし、緊急の場合は、次に掲げる事項を口頭で伝えることをもって、これに代えることができることとし、当該応急活動等が終了した後、速やかに災害時応急活動等協力依頼書を乙に提出するものとする。

- (1) 応急活動等の場所
  - (2) 応急活動等の内容
  - (3) 撤去物等が発生した場合の搬送先
  - (4) 物資の搬送を行うときは、供給を要する搬送車両の台数及び運転者の人数並びにその搬送先
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動等に關し必要な事項
- （応急活動の実施）

第3条 乙は、前条第1項に規定する依頼により応急活動の場所に出動したときは、甲の指示に従い応急活動等をするものとする。ただし、その指示を受け難い特別の理由があるときは、乙が自ら同条第2項各号に掲げる事項に基づいて応急活動等を実施するものとする。

2 乙は、応急活動等が終了したときは、速やかにその活動状況を災害時応急活動等協力状況報告書（様式第2号）に取りまとめ、甲に報告するものとする。  
(費用負担)

第4条 第2条第1項に規定する依頼により要した費用は、甲の予算の範囲内で、法令で定める手続に則って甲が負担するものとする。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条に規定する費用の額が確定したときは、所定の書面に経費明細書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

(災害補償)

第6条 甲は、乙の業務に従事する者が、第2条第1項の依頼に基づき応急活動等に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用してこれを補償しなければならない。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に必要な協力をうるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、

更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(守秘義務)

第9条 乙は、応急活動等を行うに当たって知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
代表者 狛江市長

乙 東京都調布市八雲台一丁目3番5号  
一般社団法人 東京都自動車整備振興会  
調布多摩川支部  
代表者 支部長

